

主催、共催、協賛及び名義後援に関する規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が行う主催、共催、協賛及び名義後援の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催 財団が事業等の主体となり、財団の責任において当該事業等を実施することをいう。
- (2) 共催 財団及び他の複数の団体等が事業等の主体となり、共同で当該事業等を実施することをいい、前号の主催と異なるものではなく、次号の協賛より財団の関与が強いものをいう。
- (3) 協賛 団体等が開催の主体となる事業等に対し、財団がその実施趣旨に賛同し、援助、支援等（費用の一部を財団が負担する場合を含む。）を行うことをいう。
- (4) 名義後援 団体等が実施の主体となる事業等に対し、財団がその実施趣旨に賛同し、財団が当該事業等に要する経費の負担をせず、財団の名義を使用させることをいう。

(主催の決定)

第3条 主催は、公益財団法人平塚市まちづくり財団定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的及び定款第4条に規定する事業並びに事業計画及び予算に基づいて、理事長が決定する。

2 主催する事業等を実施する場合は、事業等の実施の都度、事前に目的、内容、運営、経費その他事業等の実施に必要な事項を記載した企画書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

(共催、協賛及び名義後援の決定)

第4条 共催、協賛及び名義後援は、定款第3条に規定する目的及び同定款第4条に規定する事業並びに次条に規定する承認基準に基づいて当該事業の内容等を審査し、理事長が決定する。

2 財団と共催しようとする団体等は、事前に当該事業等の企画、内容、運営、経費負担等共催に必要な事項について、理事長と協議しなければならない。

(承認基準)

第5条 承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主催者が明らかであること。
- (2) 役員その他事業等の関係者の住所及び身分が明らかであること。
- (3) 主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教的団体と関連がないこと。
- (4) 事業等の目的及び内容が市民の福祉、教育、学術、文化、体育等の向上と発展に寄与するものであること。
- (5) 事業等が営利を目的としない商業的行為及び活動でないこと。
- (6) 事業等の開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について十分の設備及び措置が講じられていること。
- (7) 前各号のほか理事長が特に必要と認める事項に適合していること。

(申請)

第6条 共催、協賛及び名義後援の承認を受けようとする団体等は、事業等を実施しようとする日の90日前までに、申請書を理事長に提出するものとする。

(承認等)

第7条 理事長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、第4条の規定に基づき申請内容を審査し、適当と認めるときは当該申請者に承認書を交付し、承認しないときは理由を付した文書を当該申請者に通知するものとする。

(承認条件)

第8条 理事長は、前条の承認書に次の条件を付するものとする。

- (1) 事業等の終了後、速やかに、実施報告書を提出しなければならない。この場合において、共催及び協賛等財団が費用の一部を負担した事業等の実施報告書には収支報告を含むものとする。
- (2) 事業等の計画に変更があったときは、直ちに当該変更について届け出なければならない。
- (3) 理事長は、虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき又は承認の取消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことができる。
- (4) 前号の取消しにより承認を受けていた団体等が損害を受けても、財団は一切賠償の責めを負わない。
- (5) 事業等を行うに当たり生じた事故、災害等については、承認を受けた団体等が一切その責任においてこれを処理しなければならない。
- (6) 財団にチケット販売等を委託する団体等は、理事長が別に定める手数料を納付しなければならない。
- (7) その他理事長が必要と認める事項

(申請書等の様式)

第9条 この規程の施行上必要な申請書等の様式は、理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、主催、共催、協賛及び名義後援の基準について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。